
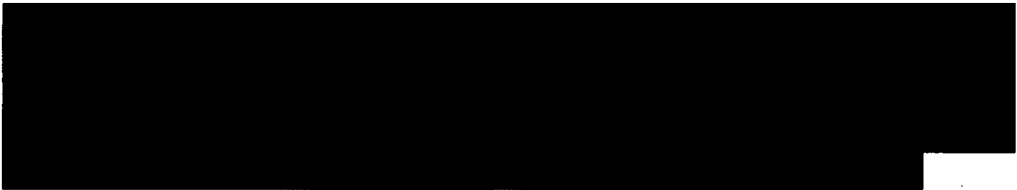
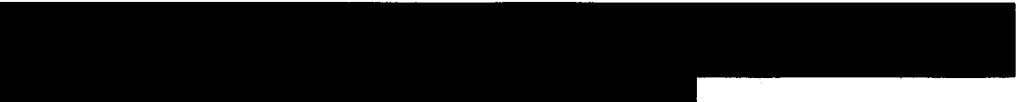





会議顛末書

記録者 主幹 岡野智倫

| | 市長 | 副市長 | 部長 | 課長 | 課長補佐 | 主係 | 査長 | グループ員 |
|-----|----|-----|----|----|------|----|----|-------|
| 供 覧 | / | | | | | | | |

| | |
|-----|-----------------|
| 件名 | 令和5年11月定例庁議 |
| 年月日 | 令和5年11月2日(木) |
| 時間 | 午前9時30分～午後2時50分 |
| 場所 | 3階庁議室 |
| 欠席者 | なし |

| | |
|-----|---|
| 内 容 | <p>【審議事項】</p> <p>1 市役所窓口の受付時間変更等について</p> <p>資料に基づき人事行政課より説明</p> <p>《主な意見・質疑等》</p> <p>- 窓口受付時間変更 -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・  ・  ・  ⇒  ⇒  ・  |
|-----|---|

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

⇒

[Redacted]

→

[Redacted]

⇒

[Redacted]

→

[Redacted]

- 正面玄関の開閉時間変更 -

[Redacted]

[Redacted]

⇒

[Redacted]

[Redacted]

⇒

[Redacted]

⇒

[Redacted]

⇒

[Redacted]

[Redacted]

⇒

[Redacted]

[Redacted]

- [Redacted]

⇒ [Redacted]

《協議結果》

[Redacted]

2 日直勤務の廃止検討について

資料に基づき人事行政課より説明

《主な意見・質疑等》

- [Redacted]

⇒ [Redacted]

→ [Redacted]

→ [Redacted]

→ [Redacted]

→ [Redacted]

⇒ [Redacted]

⇒ [Redacted]

- [Redacted]

⇒ [Redacted]

- [Redacted]

→ [Redacted]

- [Redacted]

⇒ [Redacted]

⇒

《協議結果》

3 龍ヶ崎市プロポーザル選定委員会条例について

資料に基づき財政課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ プロポーザルを行う際に外部の委員を入れるか、入れないかは、その業務ごとの判断になるのか。
⇒ そのとおり。
- ・ 条例では「外部委員を必ず入れる」、ガイドラインは「外部委員を入れることもできる」という規定になっているが、どういった意図で定めているのか。
⇒ 本条例は、市職員以外の者が審査等を行う附属機関である委員会を設置する場合に適用となるものであり、ガイドラインは、市職員のみが委員となる委員会の設置も含まれることから、表記が異なっている。昨今、市民を入れたプロポーザルを行う例も出てきており、その際の外部委員の身分、役割、報酬等を決めておく必要があることから条例を制定するもので、公共施設の利活用などの案件において、学識経験者等の外部委員を含む委員会の設置が想定される。
⇒ 案件ごとに、外部委員を入れた理由、入れなかった理由をしっかりと説明できるようにしてもらいたい。
⇒ ガイドラインの内容はブラッシュアップが必要だと思うので、今後ご意見等いただきたい。
⇒ 条例だけを見ると、プロポーザルの際には必ず外部委員を入れると読み取れてしまう。この条例は外部委員を入れる場合のプロポーザルに限るものであることを規定に加えてはどうか。
⇒ 条例の趣旨の中で引用している地方自治法の規定において、附属機関は市職員以外のもので審査等をするという定義になっているため、ご指摘の文言は入れていない。
- ・ 条例の逐条解説を作成し、公表することは考えていないのか。
⇒ 内部的な今後の整理としては必要があるが、市民等への説明としては、市HPで適宜補足していくことはできると考えている。
⇒ 解釈に違いが生じる恐れがある場合は、逐条などではっきりと示しておく方がよい。検討していただきたい。

《協議結果》

了承。

4 旧城南中学校跡地活用の公募結果報告について

資料に基づき管財課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 12月の全員協議会においてどのような方向性を伝えるつもりなのか。
 - ⇒ 全員協議会においては、詳細な方向性ではなく、再公募をすることと跡地利活用選定委員会で意見のあった価格の見直しについて、大まかな方向性を説明する予定である。
 - ⇒ 今回の資料を基に説明するということでしょうか。
 - ⇒ 今回の資料を基に行う予定だが、例えば不動産鑑定評価が間に合った場合、金額の相場感程度は補足として説明する可能性がある。
 - ⇒ 情報の提供については、慎重に行っていただきたい。

《協議結果》

了承。ただし、進捗のタイミング、内容などに応じてその都度庁議に付議又は報告すること。

5 「龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本計画（案）」パブリックコメントの意見に対する市の考え方について

資料に基づき商工観光課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 意見No.1について、龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030は、前期基本計画と後期基本計画を含めて8年間の計画で、その中で政策の柱を設定しているため、後期基本計画も含めた8年間の将来ビジョンに紐付いているという文言が適していると思う。
- ・ 意見 No.2 について、この計画は中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく計画で、当該条例の基本理念に国・県との相互連携を図るものとするという規定がある。そのため、計画の中では国・県との相互連携という文言は入れていないという回答で良いのではないかと。
- ・ 意見 No.4 について、計画案本編のページに空きスペースがあるので、そこに図などを入れて連携している計画を記載してはどうか。
- ・ 意見 No.6 について、進学・就職状況については、その年によって対象となる人口が異なるため、人数を追記するのではなく率のみの表記に戻し、その旨回答してはどうか。また、高校卒業後の進路は、「この表によって多様な選択があることが窺えます」などの文言を回答に追記してはどうか。
- ・ 意見 No.7 について、中小企業・小規模企業に対する計画であるという回答にしてはどうか。

《協議結果》

継続審議。指摘事項を修正の上、再度庁議に諮ること。

6 龍ヶ崎市所有者不明土地対策計画（案）について

資料に基づき都市計画課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 所有者不明土地は、具体的にどういった土地を指すのか。
 - ⇒ 所有者不明土地法の規定を引用すると、「相当な努力が払われたと認めるものと

して政令で定める方法により探索を行ってもなお、所有者の全部又は一部を確認することができない一筆の土地」ということになる。具体的には、登記簿、戸籍などの公簿を探索しても所有者が分からないのが所有者不明土地である。

- ・ 所有者の探索は一般的に難儀なことだと思うが、こういった体制で行うのか。
⇒ 現時点では、当市において所有者不明土地の所有者を探索するような案件は無いが、実際に探索する場合には、法務局でも分からないような情報を調べる必要があり、庁内で言えば税務課や市民窓口課と連携して調べることになると思う。
- ・ 低未利用土地に係る長期譲渡所得控除について、既に特例措置期間に入っているが、なぜ今になって計画策定に至ったのか。
⇒ 全国的に策定している市町村がほとんどない状況であり、策定には至っていなかったが、長期譲渡所得控除の特例措置が適用される土地があった場合に所有者が特例措置を受けられず不利益を被ってしまうことや、県内でもつくば市が計画策定に至ったことなどを考慮し、このタイミングで計画策定を進めることとした。
- ・ この計画の体制整備において、協議会などの規定は謳わなくて良いのか。
⇒ 法律では「協議会を組織することができる」という規定はあるが、必ずしも設置しなければならないというものではないことから、現時点では協議会の設置は考えていない。
- ・ 所有者不明土地の発生抑制の取組についての記載はあるが、適正な利用管理についてあまり触れていないように思う。利用促進に対してはどのように考えているか。
⇒ 現在、市内の土地で所有者不明土地として把握しているものは無いが、そのような土地の利活用をしていく場合には、地域福利増進事業として使用していくことが想定される。今回の計画策定では、特例控除に速やかに対応することを重視し、まずは基本的な事項を網羅した計画を策定することを意識しているため、追加で記載の必要が生じた場合には、適宜庁議に諮って変更していきたい。
- ・ 特例措置の延長の終期が令和7年12月末で、本計画案の計画期間が令和8年3月末なのはなぜか。期間を合わせないことによって齟齬は生じないのか。
⇒ 国の特例措置が延長される可能性を鑑み、長めに設定している。特例措置が終了しても法令自体は存続することとなるため、齟齬は生じない。

《協議結果》

了承。

7 企業立地の促進について

資料に基づき都市計画課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 今回の地区計画策定の中で、企業立地予定面積はどの程度を見込んでいるのか。
⇒ 地区計画は約11ヘクタールで、その中の約5ヘクタールを見込んでいる。
- ・ 企業立地を促進することは市にとって良い話だと思うが、それに伴って予定地区の交通や周辺住宅への影響を調査しておく必要がある。
⇒ 搬入搬出車両については、大型車両合わせて50台程度と聞いている。また、住宅街は通らないような動線となるよう協議を行っている。
⇒ 騒音などは発生しないか。
⇒ 新しい建物になるので、防音装置などの配備により音は抑えられる予定である。
⇒ 緩衝帯は設けるか。

⇒ 開発の基準上、外周部に5メートルの緩衝帯を設ける基準となっている。

- ・ 県道の沿道での企業立地の検討ということで、都市計画課が地区計画の案を策定したが、企業立地の推進を所掌する市民経済部とも連携をして進めていきたい。

《協議結果》

了承。ただし、地区計画の具体の中身を定めていく中で、交通、周辺への影響や企業誘致の条件について整理すること。

【報告事項】

8 公共用地等計画連絡調整会議の結果について

資料に基づき都市計画課より説明

《主な意見・質疑等》

特になし。

9 森林公園リニューアル事業の公募により応募があった公募設置等計画提案書及び選定委員会の第二次審査結果等について

資料に基づき道路公園課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 地場産品を販売する場所を設けるのであれば、湯ったり館で出店していた方が地場産品を売る場を作ってもらいたい。また、キャンプをしに来た方、工業団地に来た方などがお土産で龍ヶ崎の特産物を購入できる場にしてもらいたい。
 - ⇒ 提案事業者にもなるべく地域に還元したいという思いがあるので、地元と連携して事業展開をしていく。

10 (仮称)牛久沼活用推進協議会の設立について

資料に基づきまちの魅力創造課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 首長会議の解散と協議会の設立は同時にできないのか。
 - ⇒ 当初、首長会議解散後すぐに協議会の設立総会を行うことを考えていたが、構成員の予定を合わせるのが難しかったため、首長会議の解散は書面決議ということになった。このため、別日に新たな協議会の構成員を集め、総会を開く予定となっている。

11 令和5年度重点目標の中間報告について

資料に基づき各部等の長より説明

《主な意見・質疑等》

<総合政策部>

- ・ 政策課題を2つ抽出する点について、現時点で1つしか決まっておらず、これから課題を決めて政策提案まで行うということになると遅れているように感じる。
 - ⇒ 子育てなどをテーマにして政策課題の検討を始めている。
 - ⇒ 以前は、「子育て環境日本一」というキャッチフレーズを掲げていたので、それ

に負けない打ち出しをしてもらいたい。

- ・ 事務事業のスリム化については、議会答弁の中でも取り上げた事項であり、年度の半分以上が過ぎたため、現時点での報告をする場を調整したい。
- ・ データの利活用について、経年変化を把握するのは大切だが、現在、当市がほかと比較してどの位置にあるのかを知ってもらうためのデータの出し方についても検討してもらいたい。
- ・ 何を行うにもデータが大事になる。有益なデータの収集をお願いしたい。

<総務部等>

- ・ 投票率向上について、議会の傍聴に高校生や中学生を呼んでみてはどうか。
 - ⇒ 平日なので学校行事なり、授業の一環という位置付けにしてもらう必要がある。また、交通手段の確保、往復して議会傍聴となると最低でも授業2コマ分位必要になると思われることから、その辺りの調整を行う必要がある。
 - ⇒ 議会の中でも、議会改革、市民に開かれた議会運営を推進しており、色んな方に来てもらいたいという想いがある。今は議会報告会に力を入れているが、議場に高校生を呼ぶことについても話には挙がっている。
- ・ 人材育成計画は、どういった改訂をするのか。
 - ⇒ 最上位計画に基づいて職員が同じベクトルに向かうために、職階に応じた役割、業務基準などを定義し、職階に応じた行動指針を掲げる。
- ・ 公共施設等の包括管理導入について、施設にもよるが広域で実施した方が安価にできる場合もあるようなので、そういう視点も持ってもらいたい。

<福祉部>

- ・ 育休退園は年間何名か発生するのか。
 - ⇒ ほとんど発生しないが、0ではない。
 - ⇒ 0ではない程度なら、撤廃するのはどうか。
 - ⇒ 水戸市が撤廃したのは県内初で話題となった。検討する。

<健康スポーツ部>

- ・ 小児救急、医療に対する要望やニーズはあるか。
 - ⇒ 小児救急は非常に厳しい。医師の働き方改革で小児科医を集めるのが大変で、縮小傾向にある。県では、小児救急を拡大するというより、広域でカバーしようという意向である。

<市民経済部>

- ・ まちなか再生について、これから空き家や空き店舗の調査、それから実施計画策定とあるが、遅れているように感じる。
 - ⇒ まちなか再生については、この前観月祭を開催し、まちなかのにぎわいを少しでも取り戻すための取組を行っている。空き家の活用についてもこれから取り組んでいく。
- ・ 農業の担い手への支援はあるが、商工業の担い手への支援が薄いように思う。
 - ⇒ 創業スクールなど新規事業も実施しているが、継承の部分が弱いと考えている。
- ・ スマート農業の進捗状況はどうか。
 - ⇒ 支援する補助制度案を策定している段階で、来年度の当初予算要求を行う予定であるが、まだ詳細を示せる段階ではない。

<都市整備部>

- ・ 牛久沼の水辺環境保全の取組について、積極的に進めてもらいたい。
 - ⇒ 水質浄化対策の中で、牛久沼の水質保全についての対応方針があるが、現状は牛

久沼の越水に対する安全対策を最優先している。今年度は牛久沼流域水質浄化対策協議会の決定事項である、牛久沼をめぐる環境整備と安全対策に対する要望を県に提出することを予定している。

- ・ コミュニティバスの再編の検討については、令和7年4月に全体の再編を行うことについて地域公共交通協議会の了解を得ているということだが、1年半で実施するには相当なスピードでやらないと間に合わないので、遅れないように進めてもらいたい。再編を進めるに当たっては、シンポジウムなどを通じて市の公共交通の考え方を市民に知ってもらう必要がある。また、スムーズに進めて行くためには、協議会会長にアドバイザーになってもらうというのも1つの考え方ではある。検討してみてもどうか。

<教育委員会>

- ・ アレルギー対応食の導入で費用は変わるのか。
⇒ コスト的には倍位になってしまうと思うが、給食費は据え置いた方が良いのではないかと考えている。
- ・ 給食費の無償化について、県内で無償化の動きがある。調査研究を行ってほしい。

<議会事務局>

- ・ 議会資料のデジタル化について、各議員へタブレットの配布とあるが、使用用途などについて伺いたい。
⇒ 貸与方式で、議会用務であれば使い方は自由となっている。アプリのインストールの制限は設けないが、通信料は本人負担となる。これまで議会への情報端末の持込みは禁止していたが、先日の全員協議会で個人のPC、スマートフォンの持込みを可とし、注意事項として音、通話、投稿等は禁止というような申し合わせをした。
- ・ 議会改革について、どのような取組を目指しているのか。
⇒ 議会報告会の回数の増加や政治倫理条例の改正、議会だよりの紙面増刷、70周年記念事業に合わせた若者等とのイベント、休日・夜間の議会、オンライン会議、議会として政策提言できる体制を作りたいと考えている。

【その他】

特になし。

| | | | |
|-------|------|----------------------|------------------------------|
| 要措置事項 | | | |
| 情報公開 | 部分公開 | 非公開（一部非公開を含む）とする理由 | （龍ヶ崎市情報公開条例第9条5号該当）意思決定過程のため |
| | | 公開が可能となる時期（可能な範囲で記入） | 令和6年4月 |